備考　この表の支給地域欄に掲げる名称は、令和七年四月一日においてそれらの名称を有する市、町又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、令和七年四月一日から施行する。

○内閣府令第三十号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第五十五条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

第一条　沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（金融証券検査官及び上席金融証券検査官） **第三十条**　検査課に、金融証券検査官五人以内及び上席金融証券検査官二人以内を置く。 ［２・３　略］ （生産振興課の所掌事務） **第三十八条**　生産振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～四　略］ 五　米穀を主な原料とする飲食料品（酒類を除く。第四十条第四号及び第九十二条の表を除き、以下同じ。）の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。 ［六～十四　略］ （消費・安全課の所掌事務） **第四十条**　消費・安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　［略］ 二　食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第四条第六項に規定する食品表示基準（酒類に係るものを除く。第九十二条の表において「食品表示基準」という。）及び飲食料品以外の農林物資の品質に関する表示の基準に関すること。 ［三～十三　略］ （食料産業課の所掌事務） **第四十一条**　食料産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～三　略］ 四　農林水産部の所掌事務に係る物資についての輸出の促進に関すること。 ［五～十四　略］ （総務運航課の所掌事務） **第八十三条**　総務運航課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～七　略］ 八　物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第四条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関すること（港湾流通拠点地区に関することを除く。）。 ［九・十　略］	（金融証券検査官及び上席金融証券検査官） **第三十条**　検査課に、金融証券検査官六人以内及び上席金融証券検査官二人以内を置く。 ［２・３　同上］ （生産振興課の所掌事務） **第三十八条**　生産振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～四　同上］ 五　米穀を主な原料とする飲食料品（酒類を除く。第四十条第三号及び第九十三条を除き、以下同じ。）の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。 ［六～十四　同上］ （消費・安全課の所掌事務） **第四十条**　消費・安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　［同上］ 二　食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第四条第六項に規定する食品表示基準（酒類に係るものを除く。第九十三条の表において「食品表示基準」という。）及び飲食料品以外の農林物資の品質に関する表示の基準に関すること。 ［三～十三　同上］ （食料産業課の所掌事務） **第四十一条**　食料産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～三　同上］ 四　農林水産部の所掌事務に係る物質についての輸出の促進に関すること。 ［五～十四　同上］ （総務運航課の所掌事務） **第八十三条**　総務運航課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～七　同上］ 八　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第二条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関すること（港湾流通拠点地区に関することを除く。）。 ［九・十　同上］